人梅竹山

● ひと・まち・生き活き

2020年9月1日 第117号

NPOなら人権情報センター

コロナ禍で増加するDV

川村容子弁護士が三宅町人権学習で講演

三宅町人権学習講座が始まった。初回の講座は7

月30日、中央 公民館であった **=写真**。今年度 の開講は全5回。 本講座はNPO 法人なら人権情



報センターが町の委託を受けて企画・運営を行う。

開催に当たっては、コロナ感染対策を実施。はじめ に、三宅町の吉田陽介・社会教育課長と、なら人権情 報センターの古川友則・理事長があいさつした。

この日は、川村容子・弁護士が「『ドメスティック・バイオレンス』とコロナ感染」と題して話をした。川村弁護士はパートナー・家族の問題が専門で、「女性への暴力ホットライン奈良」の代表も務める。

川村さんはまず、コロナ感染が広がる中で、DV件数が昨年より3割ほど増えている。その原因は外出自粛やストレスなのか、暴力を振るわれる被害者が問題なのか、と参加者に問い掛けた。

対等・平等な関係を否定するのがDVの本質

暴力は身体的な殴るということだけではなく、経済的暴力、性的暴力などが複合して起こる。すべての暴力は精神的暴力につながる。暴力によって恐怖感、安全・安心感がなくなり、自尊心の低下や、孤立感、無力感など、トラウマ(心の傷)が植えつけられる。

DVのサイクル(優しい→緊張→暴力)を繰り返し受けることは、自己評価の低下や、社会生活や対人間関係の困難さといったダメージを受けることになる。さ

らに、逃げたくても逃げることができなくなる、など、D Vのメカニズムを説明した。

一方、加害者側は自分の思い通りにする手段として暴力を選ぶ。パートナーと不平等な力関係を根底に持っている。DVの本質は、加害者が相手を思い通りにするために、人としての対等・平等な権利を否定することだという。

目の前の被害者の話をまず聞くことが大事

DVという言葉は認知されている。だが、女性への

暴力ホットライン奈良での相談 内容は20年前と変わっていな い、という。加害者を増やさない ことは、相談員の力だけでは無 理。DVを知っていただき、暴力



が相手をコントロールするのに有効だという学びをしないようにしむけることだ。

目の前に被害を受けた人がいれば、接して、まず は聞くこと。適切なアドバイスをしようと頑張りすぎない。 誰にも話せないと思っていたが、話しても良いと思え る安心感が大事だ。それを心掛ければ良い。

また、被害者が住んでいる市町村での対応には、 温度差がある。支援する行政職員の負担も大きい。自 分を犠牲にした支援はない。支援者も大切にされるべ き。三宅町でも声をあげていただきたい。

講演のあと、参加者から虐待とDVはどう違うのかとの質問が出た。DVは性的に親密な関係にある間での暴力で、虐待も構造は一緒。子どもに対する暴力がある家は、ほぼ母親にも暴力がある。子どもは逃げられないが、大人の母親は逃げられるいう論調がある。だが、これは大変危険、と語った。川村さんの弁護活動経験を盛り込んだ話は、分かりやすかった。

規模縮小など工夫凝らし開講

同和問題関係史料センターが県民歴史講座

県立同和問題関係史料センター主催の県民歴史

講座が開講。 初回が7月28 日、県人権セ ンターであっ

た=写真。



コロナ禍のため、検温やアルコール消毒のあと、参加者は距離を空けて着席。職員もマスクにフェイスシールドを着用して臨んだ。

竹田祥子さんが日程説明をしたあと、職員の紹介。 新任の深澤吉隆・所長が、4年間ほど奈良市春日中 学校の夜間学級に勤務していた。「当センターの活動 と夜間中学の営みはリンクすることが多くあると思う。 今のコロナ禍でも、部落差別をめぐってと同様に差別 的な対応がある」として、「知らないことを知っていく」こ との大切さと向き合っていきたい、とあいさつした。

竹田さんが今年度の「講座の概要」、人数など規模の縮小と、2グループに分けて開催のフィールドワーク、緊急連絡先の確認などを説明。9月、10月には宇陀市の榛原周辺(墨坂神社・伊勢街道)を、11月には奈良市の奈良町・高畑周辺をそれぞれ訪れる、とした。

歴史に姿を現す多様な被差別民衆の存在

このあと、史料センターに移動。竹中緑さんが展示室での展示内容を2グループに分けて説明した。

展示が意識しているのは「部落史の見直し」。①多様な被差別民衆が存在したことについては、〈中世大和の被差別民〉として歴史の中に姿を現すのは13世紀、鎌倉時代のころ。宿非人・横行(声聞師)・廟聖(三昧聖)・細工(穢多)などの姿と活動を紹介する。

②江戸時代の大和の穢多村は安定した経済力を 持つ農村で、周辺より豊かな村もあった、として、「穢 多村では水利権を持っていた」ことや、「草場(くさば) と呼ばれる排他的な権益を行使できる範囲を持って いた」ことなどを紹介する。

台風襲来による凶作で「簡略仕法」申し合わせ

興味深かった展示は、「忘却される意味」をテーマにした内容。正徳4(1714)年7月と8月の2度にわた

って来襲した台風で、 畿内から東海地方にか けての地域は深刻な凶 作に見舞われた。この 事態に対処するため、



大和や大坂では普請や仏事・婚礼などを簡略にする 「簡略仕法」を申し合わせているのだ。

県内の忍海郡・葛下郡など、5郡122ヵ村によって 作成された簡略仕法では、村外から訪れる勧進者、 芸能者や乞食の立入禁止を申し合わせ。祭礼、仏事 の際の出店や、相撲や芝居興行の際に、穢多や非人 番が受け取る芝銭(しばぜに)・櫓銭(やぐらぜに)に ついて、「横道(おうどう)」で「新規不届」のものである として、その禁止を申し合わせている。

忘れ去られていった被差別民衆の活動の意味

展示では、この簡略仕法によって村々が用意した被差別民衆との新しい関係として、「被差別民衆が地域社会において果たしてきた役割の呪術的・宗教的な色彩は全く考慮されず、村々の側の意思によって改廃可能なものだとされていたことがわかる」とする。

つまり、被差別民衆の活動が本来持っていた意味 を、時代の進展とともに忘れ去っていったことが、この 簡略仕法は象徴的に表している、と指摘するのだ。

展示内容を見聞きしていて、「自分たちとは違う」という排除の観念・意識だけが残つたとする説明は、今現在も続く地域社会における「部落・部落民」への差別意識を考えるうえで、大切な領域だと感じた。12月まであと3回ある今年度の県民歴史講座も楽しみだ。

常設展示は「大和の地域社会と被差別民衆」をテーマに開催されている。ぜひ閲覧を。問い合わせは**県立同和問題関係史料センター(0742-64-1488)**。

カンボジアからの風<20>

脆弱な医療体制ゆえ感染が広がらないことを

カンボジアでは一時、新型コロナウイルスの感染者がゼロになりました。だが、7月21日現在、56人と少しずつ増えてきています。そのほとんどが入国時の検査で確認されており、市中感染は起きていません。

感染者数の累計は200人以下と、周辺国と比べて

大変少ない人数となっています。医療体制が脆弱な 国なので、感染が広がらないことを願うばかりです。



外国人がカンボジアに

入国するには、非常に厳しい入国条件が設けられています。入国72時間以内に作成のPCR検査に基づく陰性証明証、最低3千米ドルのデポジットなどです。

カンボジアを訪れた日本人観光客は前年比マイナス99.5%(6月)とのデータもあり、観光業に携わる地域はゴーストタウンのようになっています。

可愛い子ども用マスクが日本から届く

村の生活は、市中感染が生じていないこともあってか、いつも通りの生活を送っているように見えます。ただ、タイに出稼ぎに行っていた人の仕事がなくなったり、仕事を求めてタイに行き、密入国で警察に捕まったり、勤めていた工場が休業したりという問題が起きています。これから、村の人たちの生活にじわじわと影響が出てくるのではないか、と懸念しています。

そんな時、日本からうれしい贈り物が届きました。サンタピアップの活動地を昨年、訪れてくださった方がお友達に呼びかけ、子ども用のマスクを作って送ってくださったのです。その数、なんと130枚!!

どのマスクも付けていて気持ちが明るくなります。可愛い布で作られていて、1つ1つにカンボジア語で「げんきでね」とメッセージが入っています。可愛らしいラッピングまでしていただいています。「好きな柄が選べるように」「けんかにならないように」「安心して過ごせる

ように」。そんな心のこもった想いが伝わってきて、胸が熱くなりました。

遠く離れたカンボジアの 子どもたち一人ひとりの顔 を思い浮かべて作ってくだ さった心温まる贈り物に、 「援助のあり方」を改めて考 えさせられています。



「援助のあり方」を改めて考えさせられている

カンボジアこどもの家の栗本英世さんは常々、「対等と言っているうちは、対等になんてなれないんだよ。相手に目線を合わす? その時点であなたの目線はどこにあるの?」と言っていた。「そこにいる人たちの中に身を置いて、生活に目を向けて、言葉に耳を澄まして、やっと見えてくる」と、最近、よく思います。

栗本さんに出逢い、カンボジアに住むことを決心して、何かお手伝いが出来たらと思い、カンボジアに居ますが、実際はカンボジアの人たちに助けてもらうことばかりです。だから、「援助」とか、「支援」とか、大それたことは何も言えません。

でも、誰もが、子どもたちと離れていても、「応援しているよ」「元気でいてね」という励ましのことばを伝えることはできます。直接、会えなくても、しっかりと届いていて、大きな壁にぶつかったときや、辛いことがあったときに、子どもたちの力になる、と思っています。

(NPO法人サンタピアップ代表・古川沙樹)

■9回目の「カンボジアからの風展」

今年で9回目の開催となる「カンボジアからの風展」

が7月1日から31日 まで、三宅町・あざ さ苑にある「みそら 屋」であった。18日 には、サンタピアッ プツアーの写真展も



あり、元気あふれる多くの参加者で賑わった。

「学知の植民地主義」を批判

琉球民族遺骨訴訟第6回弁論で意見陳述

琉球民族遺骨訴訟の第6回弁論が7月30日、京都 地裁であった。弁護団は第5・6・8・9の準備書面を意 見陳述した。

第5書面では、琉球民族やアイヌ民族を差別する「学知の植民地主義」の実態を陳述。植民地統治下で米沢藩主の上杉茂憲・第2代県令は琉球の葬制・墓制を「野蛮」と評価し、琉球・沖縄人を「土人」と呼び捨てた。1903年の大阪での内国勧業博覧会では、学術人類館を設置し、アイヌ民族、琉球民族、朝鮮人などの「生身の人間」を陳列。大日本帝国の威信を国民に自覚させていた。まさしく植民地主義であり、人種(民族)差別そのもの、と主張した。

第6書面では、遺骨を収集するために盗掘を繰り返 した京都帝国大学医学部解剖学の金関丈夫・助教授 に加え、同病理学病理解剖学の三宅宗悦の遺骨盗 掘の事実も追加。違法に集めた遺骨を占有する京大 に遺骨占有権原が無いことを主張した。

第8書面では、琉球固有の精神文化における遺骨 の存在を陳述。「琉球には古来より、洞窟、岩陰など

編集後記 ☆★☆★☆★☆★☆★☆

今年は敗戦75年の節目の年だ。この8月、メディアは戦後75年特集を組み、数々の貴重な証言や映像、資料を報じた。だが、当時のことを語れる人は減り続ける。殺戮と破壊によって、甚大な被害を与え、数え切れないほどの命を奪ったアジア太平洋戦争。被害者は今も心を蝕まれ、責めさいなむ。心の中で戦争は続いているのだ。なのに、救済もされず、棄て置かれている。戦争責任、戦後責任に完全に目をつぶる日本。加害責任にも口を閉ざす。内外の被害者たちに謝罪と補償を即、行うべきだ。軍備を増強し、敵視政策を取ることは絶対にあってはならない。平和友好への道の逆走だ。

に遺体を安置し、そのまま墓地とする風葬の慣習があ

った。現世からは 消えてなくなるが、 魂は残り、『神』とな って存在し続けると 信じられている。



風葬は死者の魂が昇華し、神になっていく神聖な プロセス」「京大が盗掘した百按司(むむじゃな)墓は 神聖な風葬地。琉球民族が拠り所としてきた『骨神』の おわす聖地」「拝みの場に遺骨がないことは先祖との 繋がりが断たれる」と主張した。

琉球固有の精神文化における遺骨の存在

第9書面では、琉球民族の先住民性を主張。国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会は、日本政府に対して、アイヌ民族、琉球・沖縄民族などの先住民族の存在と権利を認めるよう求めてきた。しかし、日本政府は一貫して認めていない。

原告らは先住民族とは何か、を国際基準であるIL O169号条約や、アイヌ民族の先住民族性を問うた二 風谷ダム判決の3つの重要ポイントに当てはめて、「①植民地の結果、支配的集団によって民族としての存在を否定され、同化を強制された民族的集団ないし、その子孫であって、②自己の社会的、経済的、文化的及び政治制度の一部または全部を保持しており、③現在もなお、琉球民族としてのアイデンティティを保持している社会集団であるから、先住民族であり、遺骨返還請求権の主体でもある」と主張した。

弁論終了後、京都御所内の公園で報告集会を開いた=**写真**。次回弁論は11月19日午後2時半から。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター 〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp http://www.nponara.or.jp/